

# 株式会社リーガルコーポレーションに対する勧告について

令和2年4月10日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社リーガルコーポレーション（以下「リーガルコーポレーション」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第4号（返品の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

## 1 違反行為者の概要

法人番号	4040001034188
名称	株式会社リーガルコーポレーション
本店所在地	千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
代表者	代表取締役 武川 雄二
事業の概要	紳士靴、婦人靴等の製造販売
資本金	53億5500万円

## 2 違反事実の概要

(1) リーガルコーポレーションは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人たる事業者に対し、消費者及び小売業者に販売する紳士靴、婦人靴等並びにその部材（以下「商品等」という。）の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

(2)ア リーガルコーポレーションは、下請事業者から商品等を受領した後、当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品等に瑕疵があることを理由として、平成30年8月から令和元年10月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品等を引き取らせていた<sup>(注)</sup>。返品した商品等の下請代金相当額は、総額1147万4218円である（下請事業者26名）。

イ リーガルコーポレーションは、一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。

(注) 部材のうち、革については品質検査を行っていることなどから、本件違反行為の対象とはなっていない。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

- (3) 本件について、リーガルコーポレーションは、令和2年3月30日開催の取締役会の決議により、前記(2)アの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること及び今後、同号の規定に違反する行為を行わないことを確認している。

### 3 勧告の概要

- (1) リーガルコーポレーションは、下請事業者に対し、前記2(2)の行為により返品した商品等について、速やかに次の対応を採ること。
- ア 返品後再び引き取ることができる商品等を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと。
- イ 返品後再び引き取ることができない商品等の下請代金相当額を支払うこと。
- ウ 商品等を引き取らせるに当たり、その送料として負担させた額を支払うこと。
- (2) リーガルコーポレーションは、今後、下請法第4条第1項第4号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (3) リーガルコーポレーションは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 取締役会の決議により、前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること及び今後、同号の規定に違反する行為を行わないことを確認したこと。
- イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容
- (4) リーガルコーポレーションは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 前記(3)アの内容
- イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置の内容
- (5) リーガルコーポレーションは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

## (株)リーガルコーポレーション（親事業者） （紳士靴， 婦人靴等の製造販売）

### 下請事業者（26名）

#### 下請取引の内容

消費者及び小売業者に販売する紳士靴， 婦人靴等並びに  
その部材の製造委託



#### 違反行為の概要

商品等の納品時に品質に関する検査を行っていないにもかかわらず、  
総額約1147万円の商品等を返品（注）した。



#### 勧告内容

- 返品した商品等を再び引き取り， その下請代金相当額を支払うこと
  - 下請法の遵守体制を整備すること
  - 今後， 下請事業者の責めに帰すべき理由がない返品を行わないことを取締役会の決議で確認したことを社内に周知徹底すること
- など

（注）下請法は， 下請事業者に責任がないのに， 発注した物品等を受領後に返品することを禁止している。納品時に品質検査を行っていないのに， 物品等を受領した後に不良品が見つかったとして返品することや， 直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは， 禁止されている。

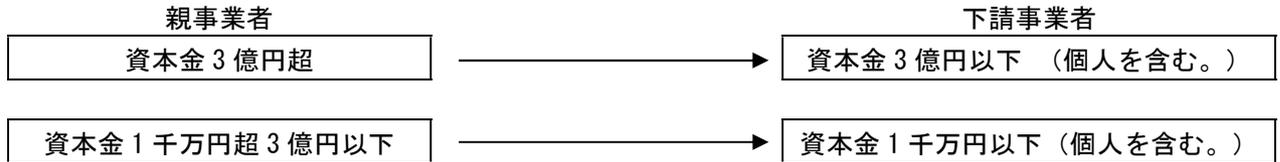
## 2 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

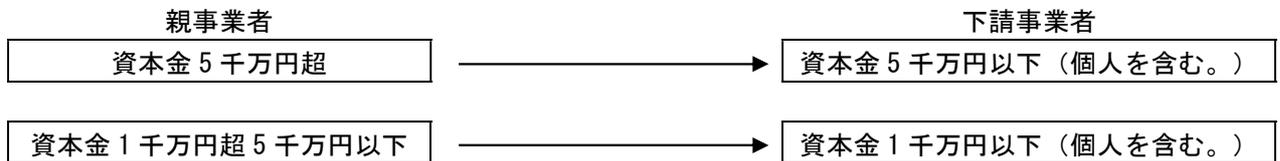
### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム  
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

### 3 参照条文等

#### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

##### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9～10 （略）

##### （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 （略）

##### （勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

## ○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）

（平成十五年公正取引委員会事務総長通達第十八号）

### 4 返品

- (1) 法第4条第1項第4号で禁止されている返品とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」である。
- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合又は給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時まで引き取らせる場合に限られる。

（中略）

なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者にその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

ア～エ （略）

オ 給付に係る検査を省略する場合

カ （略）